

エマージエンシー プラス LII

Emergency Plus LII

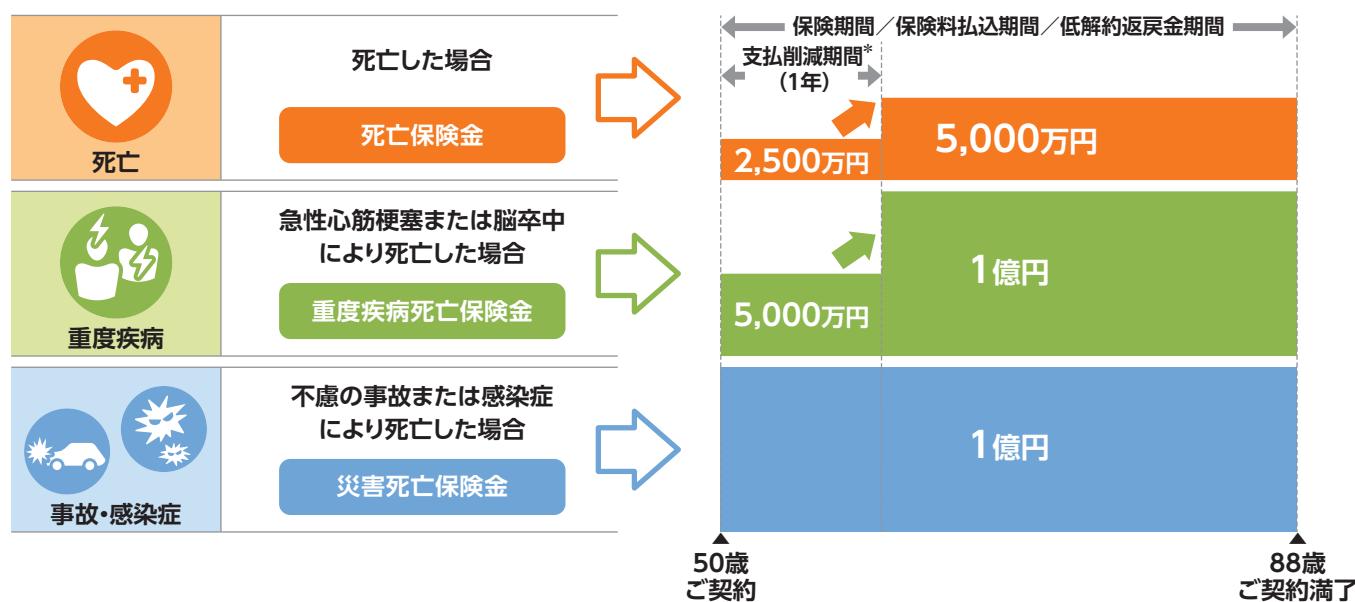
低解約返戻金型

低解約返戻金型災害・重度疾病定期保険

- 1** 死亡保障に特化した保険です。**不慮の事故・感染症**および**急性心筋梗塞・脳卒中**などによる突然の死亡に、**最高1億円**までそなえられます。
- 2** 医師の診査は不要です。**告知項目**に該当しなければ、お申込みいただけます。
- 3** 解約返戻金を抑制することで、**割安な保険料**となっています。

[ご契約例・イメージ]

性別・年齢：男性・50歳 保険期間／保険料払込期間／低解約返戻金期間：88歳満了 低解約返戻金割合：98.0%
 基準保険金額：1億円 年払保険料：1,401,800円



* この保険には支払削減期間があります。ご契約日からその日を含めて1年以内に死亡保険金または重度疾病死亡保険金のお支払事由に該当した場合、お支払いする金額が削減されます。

* この保険は保険期間を通じて解約返戻金額が低く設定されています。詳しくは、「契約概要」「ご契約のしおり 低解約返戻金型災害・重度疾病定期保険の解約返戻金について」をご確認ください。

* 商品パンフレット上の保険料などの数値は、資料作成時を計算基準日としています。

- ! 解約返戻金のないタイプや、解約返戻金を抑制しないタイプの商品もお選びいただけます。

※商品によってお申込みいただける年齢や保険期間などが異なります。詳しくは各商品の「契約概要」「ご契約のしおり・約款」などをご確認ください。

●保険金のお支払事由・金額

万一のときにお支払いする保険金およびお支払額は、下記のとおりとなります。

お支払事由	お支払いする保険金	お支払額	
		支払削減期間*1 (ご契約日より1年)	2年目以降
死亡されたとき	死亡保険金*2	基準保険金額 ×25%	基準保険金額 ×50%
急性心筋梗塞または脳卒中により死亡されたとき	重度疾病死亡保険金	基準保険金額 ×50%	基準保険金額
所定の不慮の事故*3または所定の感染症により死亡されたとき	災害死亡保険金		基準保険金額

*1 この保険には支払削減期間があります。ご契約日からその日を含めて1年以内に死亡保険金または重度疾病死亡保険金のお支払事由に該当した場合、お支払いする金額が削減されます。

*2 重度疾病死亡保険金または災害死亡保険金が支払われる場合は死亡保険金はお支払いしません。

*3 不慮の事故による傷害を原因として災害死亡保険金をお支払いする場合、その事故の日から180日以内、かつ、保険期間中に死亡したときに限ります。

※保険金をお支払いしたときは、ご契約は消滅します。重度疾病死亡保険金と災害死亡保険金は重複してお支払いしません。

※この保険には、高度障害状態になられたときにお支払いする保険金はありません。

●告知項目

医師の診査は不要です。簡単な手続きでお申込みいただけます。

健康状態について、以下の項目に告知いただくことでお申込みいただけます。

該当する項目が一つでもある場合は、ご契約をお受けできません。

1	最近3ヶ月以内に、医師から入院*1、手術を勧められしたこと、診察、検査*2で異常指摘*3をされたことがありますか。	
2	過去2年以内に、病気やけがで、入院*1をしたことまたは手術をうけたことがありますか。	
3	過去5年以内に、下表の病気で医師の診察、検査*2、治療・投薬(薬の処方を含みます)をうけたことがありますか。	
	心臓	狭心症、心筋こうそく
	脳	くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく
	肝臓	肝硬変、B型肝炎、C型肝炎
	すい臓	すい炎
	腎臓	腎不全
	悪性新生物	がん(白血病、肉腫、悪性リンパ腫など。上皮内がんを除きます)
	その他	糖尿病

いいえ

*1 検査入院を含みます。検査入院の結果、治療・投薬(薬の処方を含みます)の必要がなかった場合は除きます。また、正常分娩による入院は除きます。

*2 健康診断・人間ドック・がん検診等の指摘(要再検査・要精密検査・要治療)を含みます。診察、検査の結果、治療・投薬(薬の処方を含みます)の必要がなかった場合は除きます。

*3 検査の異常指摘とは、要再検査・要精密検査・要治療を指し、経過観察は含みません。

告知項目に該当しない場合でも、職業・年齢・エヌエヌ生命での過去の契約状況等を総合的に判断した結果、お受けできないことがあります。

※上記告知項目は資料作成時のものです。詳しくは告知書をご確認ください。

●ご契約例の推移(P1のご契約例の場合)

(単位:円)

経過年数	年齢	基準保険金額	保険料累計額A	解約時受取金額B	解約返戻率B/A	損金保険料	資産計上額
1年	51歳	10,000万	1,401,800	690,000	49.22%	841,080	560,720
3年	53歳	10,000万	4,205,400	2,770,000	65.86%	841,080	1,682,160
5年	55歳	10,000万	7,009,000	4,820,000	68.76%	841,080	2,803,600
7年	57歳	10,000万	9,812,600	6,820,000	69.50%	841,080	3,925,040
10年	60歳	10,000万	14,018,000	9,710,000	69.26%	841,080	5,607,200
15年	65歳	10,000万	21,027,000	13,900,000	66.10%	841,080	8,410,800
20年	70歳	10,000万	28,036,000	17,470,000	62.31%	1,401,800	8,504,262
25年	75歳	10,000万	35,045,000	19,920,000	56.84%	1,401,800	8,504,262
30年	80歳	10,000万	42,054,000	19,630,000	46.67%	2,296,976	7,161,498
38年	88歳	10,000万	53,268,400	0	0.00%	2,297,066	0

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。

※損金保険料および資産計上額は、法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2に則り、算出した数値です。

参考 税務のお取扱いについて(定期保険および第三分野保険)

P4の注意事項を必ずご確認ください。

【ご契約形態】ご契約者：法人 被保険者：役員 保険金受取人：法人

●お申込みされるご契約ごとの最高解約返戻率に応じて、経理処理の方法は以下のように異なります。

最高解約返戻率が50%超の場合、ご契約日から一定期間、イメージ図に記載の割合に応じて、保険料の一部を前払保険料として資産計上します。資産計上された前払保険料は、保険期間後半で按分して取崩します。(法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2)

※イメージ図

最高解約返戻率が50%以下の場合



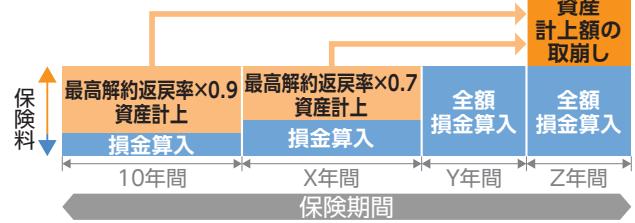
最高解約返戻率が50%超70%以下の場合



最高解約返戻率が70%超85%以下の場合



最高解約返戻率が85%超の場合*



*資産計上期間は以下①～③のいずれかの期間となります。

- ① 契約日から最高解約返戻率となる期間まで
 - ② ①の期間経過後において「解約返戻金の増加分÷年換算保険料相当額」が7割超となる期間がある場合は、契約日からその期間の終わりまで
 - ③ ①または②の期間が5年未満の場合は、5年間(保険期間が10年未満の場合は、保険期間の1/2期間)
- また、資産計上額の取崩期間は、解約返戻金額が最も高い金額となる期間(上記③に該当する場合は③の期間)経過後から契約満了までとなります。
- 保険金などを受け取った場合、それまで資産として計上された額を取崩し、その差額を雑収入(もしくは雑損失)として、益金(もしくは損金)に算入します。

ご契約時だけでなく、その後も！環境の変化に柔軟に対応することができます。
お役立ちガイドをご用意していますので、ぜひご覧ください！



●お取扱いについて

ご契約年齢	15歳～65歳	基準保険金額	1,000万円～1億円(単位：100万円)
保険期間／保険料払込期間	88歳～97歳満了(歳満了のみ)	低解約返戻金期間	保険期間と同一
		低解約返戻金割合	75.5%～98.5%

※ご契約時に、医師の診査は不要です。告知項目に該当しなければ、お申込みいただけます。

※上記お取扱いには、エヌエヌ生命所定の制限があります。

※この保険は保険期間を通じて解約返戻金額が低く設定されています。詳しくは、「契約概要」「ご契約のしおり 低解約返戻金型災害・重度疾病定期保険の解約返戻金について」をご確認ください。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

エヌエヌ生命サービスセンター 0120-521-513

[受付時間] 9:00～17:00
(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務上の取扱いを記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる経理処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務上の取扱いについては、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に経理処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。
- ご検討・お申込みにあたっては「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

ご検討・お申込みに際しましては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引きに対し影響が及ぶことはありません。

〈引受保険会社〉

〈募集代理店〉

エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12
渋谷スクランブルスクエア44F
TEL.03-6892-1986
[https://www.nnlife.co.jp](http://www.nnlife.co.jp)